二　独立行政法人農畜産業振興機構法施行令の一部改正関係
　機構の補給金等勘定において残余が生じた場合に畜産勘定へ繰り入れることができる限度額の算定に係る割合を定めることとした。（第二条関係）
三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の廃止関係
　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四〇年政令第三三八号）は、廃止することとした。（第三条関係）
四　関係政令の一部改正関係
　関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第四条～第八条関係）
五　施行期日
　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（政令第二七二号）（国土交通省）
　住宅宿泊事業法（平成二九年法律第六五号。以下「法」という。）の施行期日は、平成三〇年六月一五日とすることとした。ただし、附則第一条ただし書に規定する規定のうち次に掲げる規定の施行期日は、次のとおりとすることとした。
1　法附則第二条第三項及び第四項並びに第三条の規定　この政令の公布の日
2　法附則第二条第一項及び第二項の規定　平成三〇年三月一五日

◇住宅宿泊事業法施行令（政令第二七三号）（国土交通省）
1　住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準について、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第一八条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと等を定めることとした。（第一条関係）
2　住宅宿泊管理業者又は住宅宿泊仲介業者の登録の更新の手数料の額を定めることとした。（第二条関係）
3　管理受託契約に係る書面及び住宅宿泊仲介契約に係る書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の手続として、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を受けなければならない旨の規定を設けることとした。（第三条関係）
4　観光庁長官による立入検査を受ける外国住宅宿泊仲介業者が負担する費用として、当該立入検査に係る営業所又は事務所（外国にある営業所又は事務所に限る。）の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものを定めることとした。（第四条関係）
5　この政令は、法の施行の日（平成三〇年六月一五日）から施行することとした。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表アジアの項中「

フィリピン	535,400	514,800	483,800	432,300	380,800	329,200	288,000	267,400	246,800					
」を「フィリピン	226,200	650,000	550,000	519,300	499,500	469,700	420,100	370,500	320,900	281,200	261,400	241,500	221,700	
」に改め、同表中南米の項中「アルゼンチン	590,000	570,000	531,300	510,000	478,100	425,000	371,900	318,800	276,300	255,000	233,800	212,500		
」を「アルゼンチン	670,000	570,000	560,000	540,000	504,600	484,400	454,200	403,700	353,200	302,800	262,400	242,200	222,000	201,900
」に改め、同表欧州の項中「ウズベキスタン	580,000	570,000	532,700	514,100	486,100	439,500	392,900	346,300	309,000	290,300	271,700	253,100		
」を「ウズベキスタン	520,000	500,000	477,000	460,700	436,300	395,600	354,900	314,200	281,600	265,400	249,100	232,800		
」に、「モルドバ	590,000	580,000	541,700	522,500	493,700	445,700	397,700	349,700	311,300	292,100	272,900	253,700		
」を「モルドバ	620,000	600,000	561,100	540,800	510,400	459,700	409,000	358,300	317,800	297,500	277,200	257,000		
」に改め、同表アフリカの項中「ガーナ	820,000													